

「札幌市共同住宅ごみ排出マナー改善対策連絡協議会」第3回会議の概要

開催日時・場所

日 時：平成21年9月15日（火）10：00～11：45

場 所：札幌市役所本庁舎5階南西会議室

出席者：(社)高層住宅管理業協会 北海道支部 白旗事務局長

(社)全国賃貸住宅経営協会 北海道支部 高橋事務局長

(社)全日本不動産協会 北海道本部 池谷理事

(社)北海道宅地建物取引業協会 朝野副会長

(社)北海道マンション管理組合連合会 小杉常務理事

(株)常口アトム 武藤課長・植木センター長

(株)ビッグサービス 高橋係長

環境局 環境事業部 粟崎業務課長・石川ステーション対策担当課長・小湊豊平清掃事務所長

消防局 予防部 佐々木予防課長

会議の概要

1 開会（札幌市から）

本日は、第3回目の共同住宅ごみ排出マナー改善対策連絡協議会に、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。会の開催に先立ち、札幌市環境局清掃事業担当部長石井から、ご挨拶申し上げます。

2 あいさつ（札幌市から）

- ・ 本日お集まりの皆様には、日頃から、札幌市の清掃行政にご協力をいただいているところであり、この場を借りて厚くお礼申し上げます。
- ・ また、本年2月から、当協議会を通じてご議論をいただき、7月には早朝啓発など多大なるご協力をいただいた結果、「新ごみルール」は概ね円滑に実施することができたものと捉えています。この点についても、重ねてお礼申し上げます。
- ・ この「新ごみルール」は、現在、約2カ月が経過したところですが、「燃やせるごみ」・「燃やせないごみ」は大幅に減少し、指定袋の使用率はいずれもほぼ100%と順調な滑り出しをしています。
- ・ しかしながら、ごみの分別区分や収集のスケジュールが複雑化したことなどにより、一部の地域では、曜日や分別違いのごみの排出があり、これは、やはり共同住宅地区において、より多く見られるところです。
- ・ 共同住宅居住者への排出ルールの浸透に向けては、引き続き、実効性ある対策を講じていくことが必要であり、そのために、皆様のご協力は、欠くことのできないものであります。是非、本日の会議で有意義なご議論をいただくよう、改めてお願いし、私からの冒頭のご挨拶といたします。

3 議題

（札幌市）

- ・ それでは、早速ですが、議題に入らせていただきます。

前回会議後における啓発等の取り組み状況について

ア 各会員の取り組み状況

イ 7月1日の早朝啓発の状況

資料1 『第2回会議(H21.5.20)後における適正排出に向けた啓発状況について』

資料2 『早朝啓発指導の実施状況』

(札幌市)

- ・ 資料1には、前回会議後における協議会会員の皆様と札幌市の取組みを、概ね6月までと新ごみルール開始後の7月からとに分けて記載しています。
- ・ 最初に、6月までですが、札幌市では、「ごみ分けガイド」・「収集日カレンダー」・「お試し用指定袋」を全戸配布して市民周知を図るとともに、市民周知への協力依頼文書を共同住宅のオーナー・管理会社等に送付しました。その際、会員の皆様には、傘下の会員への呼びかけのご協力をいただいたところです。
- ・ また、北海道マンション管理組合連合会さんには、新ルールの説明会の開催、ビックサービスさんには、入居契約者に有料指定袋制となることの重点周知、常口アトムさんには、同じく契約者への自前のパンフレット配布や管理物件への重点排出指導等に取組んでいただきました。
- ・ 次に、7月からですが、資料2に、7月1日から10日にかけて行った「ごみステーションでの早朝指導啓発」の実施状況を記載しています。歩道上などにある、共用ごみステーションでは、町内会の協力を得て延べ6万人規模で早朝啓発を行いました。また、共同住宅専用ごみステーションでも啓発を行うため、協議会会員の皆さまには、傘下の会員にも働きかける一方で、写真にもありますように、7月1日早朝に、地下鉄「栄町駅」周辺で、実際にごみステーションでの立会指導や巡回調査を行い、併せて、市長とともに啓発活動も行っていただきました。
- ・ そのほか、全国賃貸住宅経営協会さんでは、毎月、ごみステーションでの立会い啓発を実施しています。また、会員の皆さまには、札幌市が7月下旬に作成した適正排出に向けたチラシにより、新ごみルールを周知いただいています。

有料化後のごみ排出状況及びごみステーションの状況について

資料3 『新ごみルール開始後8週間におけるごみ量について』

資料4 『新ごみルール開始後8週間における排出状況について』

資料5 『ごみステーションへの不適正排出の状況と傾向』

(札幌市)

- ・ 資料3は、7月以降のごみ量についてです。7月からは「枝・葉・草」など4週1サイクルのごみ種があるため、新ルール開始後8週間のごみ量という整理をしています。
- ・ 7月からのごみ量を前年同時期と比較すると、「燃やせるごみ」では、39%減と大幅に減少しています。要因としては、6月の駆込み排出の影響もあるとは思われますが、市民の皆様の減量努力、「雑がみ」・「枝・葉・草」への移行、集団資源回収・回収拠点の活用などが考えられます。
- ・ 一方、「びん・缶・ペットボトル」・「容器包装プラスチック」の量は、対前年比1～3割程度増加しています。これは、分別協力度の向上などが要因と考えられます。「雑がみ」・「枝・葉・草」を含めたりサイクル量は約2倍となっています。
- ・ 資料4に進みます。これは、「燃やせるごみ」・「燃やせないごみ」の適正排出率と、資源物の排出協力率を調べたもので、それぞれ枠内に記載した期間において、収集作業時に、排

出の適正・不適正をごみの「袋数」でカウントし、それを基に集計しています。

- ・ 左側のグラフは有料の指定袋の使用率であります。「燃やせるごみ」・「燃やせないごみ」として排出されたものの指定袋の使用率はほぼ100%と、指定袋の使用はほぼ定着していると考えられます。右側の棒グラフは、資源物の分別協力率ですが、「雑がみ」などの新しい分別区分を含め、いずれも90%程度と高い協力率が得られています。
- ・ 一方、曜日・分別違いのごみの排出は、「燃やせるごみ」では4%ですが、7月から収集日の変更となった地区が多い「燃やせないごみ」では28%であり、「びん・缶・ペットボトル」・「容器包装プラスチック」・「雑がみ」・「枝・葉・草」でも10%程度見られます。札幌市では、排出時に収集日カレンダーを十分に確認してもらうよう、7月下旬にチラシを作成し、町内会や共同住宅へ回覧・掲示依頼を行うことによって、周知に努めています。
- ・ 資料5に進みます。これは、8月末に、全市のごみステーションに「×印シール」が貼られて残置されたごみがどの位あるかを調査し、結果を集計したものです。
- ・ 調査は、戸建住宅で利用しているごみステーション、戸建と共同住宅との共用ごみステーション、共同住宅の専用ごみステーションと、ごみステーションの利用形態別に行いました。その結果、何らかの残置物があったごみステーションの割合は、戸建住宅利用のステーションでは25.6%であったのに対し、共同住宅との共用ステーションでは45.9%、共同住宅の専用ステーションでは約54.5%と大きな差が見られました。
- ・ 残置物があったごみステーション1か所当たりの残置ごみ袋数は、戸建利用のステーションの3.8袋に対して、共同住宅との共用ステーションでは7.6袋、共同住宅の専用ステーションでは10.4袋となっていて、不適正排出は、共同住宅で多い現状にあると考えられます。

(札幌市)

- ・ 資料5の残置物についての補足説明になりますが、これは、収集の際に「×印シール」を張って、直ちには収集せずごみステーションに残しているものです。このシールを張るのは、指定袋を使うべき「燃やせるごみ」・「燃やせないごみ」で指定袋を使っていない場合や、分別はきちんとされているものの収集日が違っているという場合、分別が全く行われていない場合などがあります。
- ・ このような残置物をどれぐらいの期間置いておくかという点についてですが、生ごみなど、置いておくことに衛生上の問題があるごみは早めに回収し、その他のごみについては、概ね1週間～2週間、場所によってはもう少し長く残置しています。回収したものは、ごみパト隊が開封調査等を行い、排出者の個別指導を行っているところです。
- ・ このような事情から、1ステーション当たりの残置物の数は、一定期間中に累積したものですので、日々出されてくるごみに対する違反排出の数とは異なります。
- ・ また、この調査は8月下旬に行ったものですが、現在はさらに1ヵ月弱経過していますので、現場からの報告では、特に戸建住宅エリアではこの当時より明らかに改善してきているとのことであります。
- ・ しかし、残念ながら、共同住宅を中心として、ほとんど改善していないごみステーションがあるというのも事実であり、こういったところへの対策を講じていかなければならないというのが、私ども札幌市と、実際に共同住宅の管理に携わる会員の方々との共通の認識ではないかと考えています。

共同住宅のごみ排出マナー改善に向けた対応と連携の枠組みについて

資料6 『共同住宅のごみ排出マナー改善に向けた対応と連携の枠組み』

(札幌市)

- ・ これは、共同住宅居住者と排出指導等の実施機関の関係を図示したものであります。
- ・ 「札幌市」、「管理会社、あっせん・仲介業者」、「オーナー、管理組合」は、「共同住宅の居住者」に対して、ごみ出しルールの普及啓発を行い、居住者のうち不適正排出者等に対して、排出指導を行うということを矢印で示しています。
- ・ また、札幌市の「清掃事務所」が、「排出マナー改善要請・既存共同住宅のごみステーション分離要請・ごみステーション分離後の改善要請」を、「管理会社、あっせん・仲介業者」や「オーナー・管理組合」に対して行うことを矢印で示しています。その場合には、管理会社やオーナーには、問題の改善を図るよう努めていただいているところです。
- ・ そして、右上の協議会会員からの矢印は、このような普及啓発や排出指導が、管理会社やオーナーの側からも日常的に行われるよう、協議会会員が傘下の会員に働きかけを行っていること示しています。
- ・ 中段の破線の矢印は、現在、常口アトムさんが取り組んでいる方法ですが、清掃事務所から、ごみ出しに苦情がある管理物件のリスト提供し、そこを優先的に改善していくというものです。
- ・ 排出マナーの改善を図るための実効性ある方策については、この後の議題でご議論いただければと考えています。

(札幌市)

- ・ 現状の枠組みについて、ご説明させていただきましたが、ご質問・ご意見等ございますでしょうか。常口アトムさんの取り組みは、札幌市にとっては非常にありがたいことです。具体的な成果等ございましたら、ご紹介をお願いします。

(株)常口アトム)

- ・ 札幌市から、ごみ出しに苦情がある管理物件のリストを受け取ることにより、限られた人員で、排出マナーの悪いところに重点をおいて、排出指導に取り組むことができ、また、町内会から直接当社に、ごみ出しの苦情がある場合がありますが、それが一時的なものなのか、継続してそのような状況なのか判断する上でも有用です。
- ・ 管理業務としては確かに忙しくなりましたが、情報共有・連携しながら、今後も継続して取り組んでいきたいと考えています。

(札幌市)

- ・ ありがとうございます。不適正排出者への対応や管理会社の皆さまと日々接している豊平清掃事務所長の小湊所長も本日出席していますが、今年の2月からのこのような枠組みについてどのように感じますか。

(札幌市)

- ・ 当事務所では豊平区・清田区を担当しています。2区合計でごみステーションは約6,000箇所、共同住宅の専用ごみステーションは3,000弱あり、住戸6戸以下の、専用のごみステーションを設置していない共同住宅が多い区であります。
- ・ ごみステーションの巡回パトロールは、車両9台、正職員18人、臨時職員8人のごみパト隊で行っています。排出マナーが守られていない地域を中心にパトロールを行い、「×印シール」が張られているごみを開封して排出者を調査し、個別に排出指導を行っています。不適正排出者を特定しても、連絡がつかない場合も多く対応に苦慮していますが、連絡がつけば、たいていはごみ出しルールを理解してもらえていると感じています。
- ・ このような協議会があることで、ごみ出しルールが守られていない場合には、オーナーさんや管理会社さんにも、居住者へのごみ出しルールの周知や専用ごみステーションの設

置について、円滑に依頼できるのではないかと感じています。なかには、排出状況が改善するには時間がかかる場合もありますが、今後も地道に働きかけを行っていきたいと考えています。

(札幌市)

- ・ 個々の事例においては、排出指導を進める上での問題事例があるためにうまく進んでいかないという面もあり、協議会のなかでも典型的な問題事例への対策についてご議論いただいています。これをまとめた資料がございますので、ご紹介します。

共同住宅居住者への具体的な対策について

ア 共同住宅居住者の排出マナー改善を図る上での問題事例と解決策

資料7 『共同住宅のごみ排出マナー改善に向けた対応と連携の枠組み』

資料8 『ごみの出し方のお知らせ』

(札幌市)

- ・ 資料は、排出マナーの改善を図る上での問題事例にどのように対応していくかを整理したものであります。
- ・ 札幌市の、対共同住宅オーナー関係での問題事例としては、「居住者に対する排出指導への協力が得られない」というものがあります。この解決策としては、「ごみステーションの写真を撮り、この写真を基に排出指導への理解を求める、必要に応じて文書により依頼する」という方法が考えられます。

次の問題事例として、「共同住宅専用ごみステーションの設置に協力してもらえない」というものがあり、この解決策として現在、検討しているのが、「専用ごみステーションの設置による排出マナー改善例を蓄積し、このような改善例を基に必要性の理解を求める」というものであります。

- ・ 次は、管理会社の、対共同住宅オーナー関係での問題事例ですが、札幌市と同様に、オーナーの協力が得られないというものがあるのではないかと考えられます。このようなオーナーに対しては、札幌市・管理会社が双方向からオーナーに働きかけて、理解を求めていく必要があると考えています。
- ・ 札幌市の対管理会社関係での問題事例としては、先ほどの対オーナー関係と同様に、「排出指導への協力が得られない」というものがあります。これも、ごみステーションの写真を基に排出指導への理解を求めているところです。

次の問題としては、「管理会社が特定できない」というものがあります。これは、現在、各清掃事務所のごみパト隊を中心として、居住者やオーナーから聴取するなど調査していますが、今後は、協議会（不動産関係団体）を通じて、傘下の会員に管理会社名の掲出協力を依頼することを検討しています。

- ・ 札幌市の対共同住宅居住者関係に進みます。問題事例としては、「不適正排出者が特定できない」、「排出ルールが浸透しない」というものがありますが、札幌市では居住者へのチラシのポスティング等を行い、排出ルールをPRしています。

次の、「×印シールを張っても持ち帰ってもらえない」という問題事例には、現在、開封調査を徹底し、個別指導に結びつけるように努めていますが、今後は、オーナーや管理会社に対し、「ごみの開封調査・個別指導に関するステーション掲示を依頼する」という方法も検討しているところです。また、「個別に指導しても、ごみ排出マナーが改善しない」という問題には、指導内容を工夫して、排出マナーの改善に結びつけたいと考えています。

- ・ 次に、管理会社の対共同住宅居住者関係に進みます。札幌市と同様の問題がありますが、管理会社には、共用部分やごみステーションへの掲示、居住者へのチラシのポスティング等の方法によって、排出ルールをPRしていただいています。
- ・ 次の「×印シールが張られたごみを、持ち帰ってもらえない」という問題には、現在、口頭指導、文書による指導など、指導内容を工夫していただいています。今後は、賃貸借契約のなかの、「近隣住民への迷惑行為の防止」等、一般的な条項を基により強く指導していただくことができないものか、市のほうでは考えているところです。
- ・ 最後の、「居住者の入替りのために排出指導が徹底されない」という点についてです。これに対しては、5月の第2回会議の中でご議論いただきましたが、その際の、入居手続き時に、カレンダー・チラシ等を用いて排出ルールをPRするという方法を、あっせん・仲介業者には、継続して行っていただきたいと考えています。この、入居時の周知の際にご利用いただきたいチラシが、資料8であります。5月にお配りしたものの内容を現状に合ったものに、変更したものです。
- ・ 以上のような事柄を進め、円滑に排出マナーの向上を図っていきたいと考えています。

(札幌市)

- ・ 資料7・8については、大半は現在行われていることを整理したのですが、一部、今後に向けて、札幌市の方で検討している事項があり、それは太字で記載しています。このような事項についてご意見をいただきながら、具体的な取組みが可能かどうか検証していきたいと考えていますが、いかがでしょうか。

(札幌市)

- ・ 事務局の説明の中に、共同住宅に管理会社名の掲出を依頼するという部分がありました。共同住宅の中には、1棟に複数の会社名が表示されているところがありますが、これは、仲介・あっせん業者さんが複数あるということで、管理会社は、たいていは1社と捉えてよろしいものでしょうか。

(株ビッグサービス)

- ・ 複数の会社名の表示というのは、入居者募集というポスターのことだと思いますが、これは仲介・あっせん業者のもので、当社が管理する物件では、アクリルの管理プレートを設置しています。建物の管理は、たいてい1つの管理会社が行っています。

(札幌市)

- ・ 常口アトムさんやビッグサービスさんでは、ほとんどの物件で会社名を表示されているところかと思いますが、現場の清掃事務所からは、管理会社がどこか分からないという声も出ています。また、名称の表示があれば、町内会やご近所の方も、何かあったときに管理会社さんに連絡が取りやすくなるという面もあるはずであり、表示していただく大変ありがたいのですが、難しいことでしょうか。

(社)北海道宅地建物取引業協会)

- ・ 常口アトムさん、ビッグサービスさんが管理している物件というのはある程度戸数が多く新しい建物です。そういった建物では、オーナー・管理会社ともにはっきりしています。しかし、昭和40~50年代に建売りされた古いものでは、おそらく管理会社は居ないのではないかと思います。オーナーが直接その建物に住んで管理も行っているというものです。このような物件は多々あります。このような古いものが、現在、共同住宅のごみ出しが問題となっている一因ではないかと思います。
- ・ また、オーナーがどこにいるかも分からず、入居者募集の看板が何社分も出ているような木造建物も市内にはまだまだたくさんありますが、このようなところでも、ごみ出

しマナーは守られていないはずで。

- ・ 私は、きちんとした管理会社がついているような物件では心配は何もないと思います。管理会社は、ごみの清掃だけの管理をやっているわけではなく、あまりに頼りにしすぎるのはどうなのかという印象を受けます。
- ・ さきほどの資料の、賃貸借契約の中に、ごみ出しについての特約を盛り込むということについては、現にそのような契約書を使っているところもあり、あっせん・仲介業者に依頼すれば、一つの条項として盛り込まれ、入居者にもこのような内容が徹底されると思います。これは、当協会においても、傘下の会員に指導できる内容です。

((社)全日本不動産協会)

- ・ どこが管理会社か分かりにくいという話についてですが、宅建協会さんのお話も一つの原因ですが、他にも、近年、不動産の売買や競売等による、所有者の変更が頻繁になっていて、所有者が変わることによる管理会社の変更が多くなっていることも一因と考えられます。
- ・ 賃貸借契約の特約にごみ出しに関する事項を盛り込むというのも、一つの手法として考えられます。その他の方法としては、宅建業法において、仲介業者は契約締結前に重要事項についての説明義務を負っているので、そのなかでごみ出しルールについて説明してもらうという方法もありますが、法令に定めがある事項ではないので、なかなか難しいところです。しかし、学生が引越しをする2～3月に向けては、当会としても何らかの方策を講じたいと思います。

(札幌市)

- ・ ありがとうございます。管理会社さんにおいては、他にも本来の業務があるという点につきましても、私どももこのような状況を十分認識したうえで、これからご協力をお願いしていかなければならないと、改めて感じているところです。
- ・ 管理会社名の表示については、管理会社をお持ちでないところもあり、また、管理会社があったとしても、オーナーの入替りによって管理会社も入替っていくという面があり、安定的な表示は難しいというご指摘をいただきました。このような不動産の実態も踏まえながら、対応を考えていかなければならないと思います。
- ・ 契約書や重要事項説明の中で、ごみ出しマナーの周知徹底を図っていただくということについては、対応可能であるというご意見をいただきましたので、宅建協会さんや全日本不動産協会さんなどから通知していただくといった方法など、具体的な進め方は、今後ご相談させていただきたいと思います。
- ・ 共同住宅のごみ出しマナーの改善に向けては、様々な対策を講じていかなければならないものの、なかなか改善していかないところもあるというのが、皆さまの共通認識ではないかと思います。このような中で、なんとか協議会を通じて具体的な取組みを重点的に進められないかということで提案させていただきたいのが、次の資料9・10であります。

イ 共同住宅専用ごみステーションでの排出マナー改善に向けた取組み (提案事項)

資料9『現状における問題点への対応について(専用ごみステーションのごみ箱化問題)』

資料10『共同住宅専用ごみSTでの「(仮称)脱・ごみ箱化プロジェクト」(提案)』

(札幌市)

- ・ ごみステーションのごみ箱化とは、ごみステーションが、不適正排出ごみで、日常的にあふれている状態であり、臭気などの衛生上の問題、ごみがごみを呼ぶ問題、

ごみ収集効率の低下と収集時間の遅延の問題など、様々な悪影響があります。

- ・ ごみ箱化をもたらす原因としては、学生や単身者の中には、ごみへの責任意識が希薄な人も多く、ごみ出しルールを守らない人の比率も高いこと、通行人や居住者により、24時間ごみを捨てられる状態のところもあること、専用ステーションを設置していても、管理人がいない場合には、違反排出に対して、日常的な抑止力が働きにくいこと、などがあると思われます。
- ・ ごみ箱化が著しいところについては、重点的に改善を図る方策を検討する必要があるものと考えています。その方策として、今回の提案内容を資料10によりご説明します。
- ・ ごみ箱化に対する重点的な改善策として考えているのが、この「脱・ごみ箱化プロジェクト」であり、協議会会員の管理会社3社がリードして、不適正排出改善に係る取組みを実施し、改善事例を、札幌市・不動産関係団体を通じて、他の管理会社等に周知し、このような取組みを市内全域に広げていく、というものであります。
- ・ まず、札幌市が、排出状況が悪いところをリストアップして、管理会社に提供し、管理会社の方で、対応可能な部分を検討いただき、重点指導の対象ステーションを設定する、という流れを予定しています。
- ・ その後、札幌市と管理会社が連携しながら、共同住宅居住者に排出指導を行っていきませんが、そのなかで、オーナーからのご協力もいただくことができれば、より実効性ある排出指導になるものと考えています。
- ・ 期間は概ね10月からの3カ月間として、この間、清掃事務所と管理会社が情報を共有しながら、協力して排出指導を行い、不適正排出の改善を進めていきます。3ヶ月このような排出指導を行えば、中にはなかなか改善しないところもあるかもしれませんが、排出状況は概ね改善するのではないかと見込んでいます。
- ・ その後、不動産関係団体では、傘下の会員へ、効果的な排出指導の具体例を周知していただき、傘下の管理会社が個々の取組みを実施し、この取組みの結果を市内全域のごみステーションに波及させていくという流れであります。
- ・ 札幌市においても、このプロジェクトのなかで明らかになった、効果的な排出指導を行い、不適正排出改善事例や、ごみステーション管理の事例を集めた事例集を作成して市民にPRして、市内全域のごみステーションに波及させていきます。

(札幌市)

- ・ ご説明しましたように、ごみ箱化しているごみステーションに対しては、重点的に改善を図っていかねば様々な問題が発生してくると思われます。現在でも、清掃事務所と管理会社さんとで協力して取り組んでいるところではありますが、改善事例の蓄積を図るという目的意識をもって、重点的に進めていきたいと考えていますが、いかがでしょうか。

(株常口アトム)

- ・ 当社では、札幌市から排出マナーが守られていない物件のリストを受け取り、巡回など行っていますが、先日、排出マナーが守られていないごみステーションのごみを、処理費用を当社とオーナーとで負担し、事業廃棄物として片付けました。
- ・ この資料10の内容は理想的ですが、清掃事務所と当社の間での排出指導と情報共有の方法について徹底して打合せを行わないと、徐々にごみが溜まり、管理会社が費用を掛けて片付けることの繰り返しで、ごみステーションはきれいになっても、中身は何もかわらないことになってしまいます。内容はよいと思いますが、入念な打合せが必要だと思ひます。

(札幌市)

- ・ この協議会において、大卒でご賛同が得られれば、詳細は詰めて実効性あるものにしていきたいと考えています。管理会社さんがごみを処理するだけで、入居者は何も変わらないということにならないよう、別途調整させていただきます。

(株ビッグサービス)

- ・ よろしいと思います。

(札幌市)

- ・ ありがとうございます。詳細を詰めていくなかで、不動産関係団体さんのほうにも情報提供させていただきながら、進めさせていただきたいと思います。豊平清掃事務所の小湊所長、いかがでしょうか。

(札幌市)

- ・ 会員の方のご賛同が得られ、心強く感じています。豊平清掃事務所では、現在、ごみ箱化の解消に向けて取り組んでいるところではありますが、行政だけでは手が回り切らないところもありますので、是非ご協力をお願いします。

ウ 各会員の効果的な取組み事例

(各会員からの事例紹介なし)

その他

ア 賛助会員の募集とアンケートの実施について

資料 1 1 『賛助会員の募集とアンケートの実施について(案)』

(札幌市)

- ・ これは、当協議会の趣旨に賛同する共同住宅管理会社・あっせん仲介会社が、賛助会員として当協議会に加入し、協議会の協議結果を踏まえ、ごみ排出マナーの周知等を行うものであります。より多くの管理会社等が、ごみ排出マナーの改善に、より積極的にかかわることができる仕組みを作るとというのが主な目的です。
- ・ 具体的には、札幌市から不動産関係団体さんに依頼文と募集に係る文書をお送りし、これを傘下の会員にお送りいただき、申込書は個々の企業から札幌市に直接お送りいただく流れを考えています。この申込書のなかには、「ごみ排出マナーの改善に向けた取組みを行う」などの宣言を盛り込み、併せて、協議会の取組みの浸透度や具体的な取組みを調査するためのアンケートも実施したいと考えています。
- ・ 法人の賛助会員は本市ホームページでの公表を予定していますので、メリットとしては、ごみ排出への取組みを通じた環境問題への積極的な企業姿勢をPRできること、札幌市のごみステーションへの支援に関する情報などをスムーズに受け取ることができることが挙げられます。
- ・ 賛助会員の募集に当たっては、協議会規約の変更が必要になりますが、変更案は資料のとおりであります。

(札幌市)

- ・ 現在、当協議会には、不動産関係の6団体さん、3社の管理会社さんにご加入いただいています。賛助会員制度は、その他の管理会社さんなどにも、積極的にご参加いただけるような機会を設けられないかということで考えたものであります。
- ・ 実際にどれぐらいのご参加をいただけるものかは分かりませんが、協議会のネットワークをより太くしていきたいというものであります。

((社)全国賃貸住宅経営協会)

- ・ より多くの企業の意見を吸い上げることができるので、よろしいと思います。傘下の会員の何社かには必ず参加するように促します。

(各会員からの賛同あり)

(札幌市)

- ・ ありがとうございます。不動産関係団体の皆さまには、機会を捉えてご依頼をしたいと思っておりますので、傘下の会員の皆様へのご紹介のほど、よろしく申し上げます。

イ 平成20年、21年火災発生状況について

資料12 『平成20年、21年火災発生状況(各年1月1日～8月31日の件数)』

(札幌市)

- ・ 市内の火災は、21年は8月末までの発生件数は464件であり、昨年同時期の486件と比較するとやや減少しています。これは、「建物火災」や野火などの「その他」火災の件数が減少したためです。建物火災の減少は、住宅火災警報器の普及により、火災になる前に火が消し止められていることが原因と考えられます。
- ・ しかしながら、車両火災は昨年と比較すると42件も増加し、なかでもごみ収集車の火災は47件も増加しています。収集車火災は、有料化前の駆け込み排出の時期に増加したものであり、6月には1日に16件も火災が発生した日がありました。月別の件数は、7月には一旦減少したものの、8月にはまた増えてきているところであります。消防局としては、スプレー缶等の使いきり・穴あけについての周知を徹底していきたいと考えています。今後、協議会会員の皆さまにご協力いただくこともあろうかと思っておりますが、よろしく申し上げます。
- ・ 出火原因としては、放火による火災が圧倒的で昨年よりも24件多く、一昨年の166件を上回るような件数であります。駆け込み排出前には、ごみステーションからの出火を心配していましたが、件数としては半減しています。
- ・ 今年の放火件数の増加は連続放火を原因とするものではなく、全体的な増加であります。このため、消防局では、放火予報カレンダー「ほうネット」を作成して報道機関などを通じてPRするなど、火災予防を呼びかけています。これは過去のデータから、放火の「注意日」・「警告日」をお知らせするものです。来年以降も継続して作成していく予定ですので、ご利用いただきたいと思います。

(札幌市)

- ・ 資料のなかでは、ごみ収集車の火災についてのお話もありました。札幌市としては、今後も、チラシを作成するなどして、スプレー缶やカセットボンベの分別区分について周知してまいりたいと考えていますので、よろしく申し上げます。

4 連絡事項

次回の会議日程について

(札幌市)

- ・ それでは、次回の会議日程ですが、「脱・ごみ箱化プロジェクト」の結果なども踏まえて、1月末～2月にかけて行いたいと考えています。今年度、最後の協議会となる予定です。また、改めて日程調整等を行わせていただきますので、よろしく申し上げます。
- ・ 以上を持ちまして、本日の協議事項は全て終了します。ありがとうございました。